

- 申請方法や必要書類、注意事項などの詳細については、各担当課にお問い合わせいただくか市ホームページでご確認ください
- 申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を終了することがあります(のすっ子応援手当は除く)

のすっ子応援手当を支給

☎ 子育て支援課(内線2638)



0歳から18歳(年度末)までのこどもの保護者に、子ども1人あたり1万5千円を支給します。

対象の方には、支給についてのご案内を発送しています。申請が必要な方には別途申請書を送付しますので、期限までに申請してください。

対象者	申請方法	支給日
○鴻巣市から2月10日に児童手当の支払いを受けた保護者 ○鴻巣市へ2月末までに「物価高対応子育て応援手当」の申請を行った公務員	申請は不要です。「物価高対応子育て応援手当」と同じ口座に手当を支給します。	令和8年3月27日(予定)
○鴻巣市へ3月以降に「物価高対応子育て応援手当」の申請を行った公務員		申請日によって異なります。詳細は市HPをご覧ください
○鴻巣市へ令和7年10月1日から12月31日までに転入した公務員の保護者 ○令和7年10月1日から12月31日までに児童が生まれた公務員 ○令和8年1月1日から3月31日までに生まれた児童の保護者(公務員含む)	申請書の提出が必要です。(申請期限：5月29日)	申請日によって異なります。詳細は市HPをご覧ください

住宅リフォーム補助金を支給

☎ 建築住宅課(内線3263)



対象 対象住宅(集合住宅の場合は専有部分)を所有し、その所在地に住居登録し、かつ居住していて市税の滞納がない方

補助額 20万円以上の工事に対して5%相当額(上限10万円・千円未満の端数切捨て)※65歳以上または障害者手帳をお持ちの方がいる世帯には2万円を加算

補助対象となる工事の例

内外装の修繕、増築および間取り変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など
※市の他の助成制度の補助対象工事は対象外

申請期間 4月1日～令和9年3月31日

注意事項

- 申請は1住宅につき1回のみ
- 既に工事に着手している方は対象外
- 市内に主たる事業所を有する業者が行う工事が対象

販売農家の肥料購入費を支援

☎ 農政課(内線3137)



対象 市内に住所を有する農家または市内に本店所在地を置く法人で、市内の農地で耕作を行う販売農家(経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上)



給付額 農家1戸あたり肥料購入費の30%を支援(上限20万円)※先着順ではありません。申請総額が予算額を超えた場合は給付額を調整します

受付期間等

- 2月1日から令和9年1月31日(予定)までに購入した肥料が対象
- 4月から申請書を配布予定、申請受付期間は9月1日から令和9年2月10日(予定)※肥料を購入したことが分かる書類が必要

国の交付金に一般財源を上乗せし、長期化する物価高騰の影響を受けている市民の皆さんや事業者の方々を支援するため、鴻巣市では幅広くかつ重点的な支援策を展開します。



今月号では、申請を開始している事業および4月から開始する事業を中心にお知らせします。

住宅等防犯対策補助金(第5弾)を支給

☎ 自治振興課(内線3115)



対象 市内の住宅・店舗・事業所等において防犯対策を実施する方 ※65歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方は2回目の申請可

内容 防犯カメラの設置、人感センサーライトの設置、モニター付インターホンの取付等の実支出額の1/2の額(上限1万円・千円未満の端数切捨て)を補助

申請期間 4月1日～令和9年3月12日(2月1日～令和9年2月28日に市内販売店で購入分が対象)



自転車乗車用ヘルメット購入補助(第5次) 2,000円引きで購入できます

☎ 自治振興課(内線3115)



対象 ・市内在住で市内の販売協力店で安全基準(SGマーク等)を満たした税込3,000円以上の新品ヘルメットを購入する方
・過去に補助金の助成を受けていない方

助成額 購入時に2,000円引き

購入方法 令和9年3月31日までの期間に、市内販売協力店に備えの申込書に必要事項を記入し、購入者と助成を受ける方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を提示して購入

家具転倒防止器具等購入費補助金を支給

☎ 危機管理課(内線2213)



対象 市内在住で、市内の販売店で家具転倒防止器具等の購入または取付を行った方 ※65歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方が申請者と同一世帯の場合は2回目の申請可

内容 家具やテレビ等の転倒防止器具、ガラスの飛散防止フィルム、感震ブレーカー、住宅用火災警報器などの購入費・取付費の1/2の額(上限5千円・千円未満の端数切り捨て)を補助

申請期間 4月1日～令和9年3月31日



省エネ家電等への買換えに補助金を支給

☎ 環境課(内線3125)



電気冷蔵庫・エアコンの買換え

対象 ①市内在住で市税の滞納がない方 ②自ら居住する市内の住宅に補助対象機器(新品)を設置する方

補助額 購入費用の1/5 ※65歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方が申請者と同一世帯の場合は1万円加算

- ・市内に本店を有する市内店舗で購入＝上限4万円
- ・市外に本店を有する市内店舗で購入＝上限2万円

申請期間 5月1日～令和9年3月31日(4月1日～令和9年3月31日の購入分が対象)

従来の蛍光灯からLED照明器具への買換え

対象 上記と同様

補助額 購入価格の1/2(上限1万円)※購入総額5,000円以上が対象 ※65歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方が申請者と同一世帯の場合は1千円加算

申請期間 上記と同様